

## いじめの防止基本方針



蓮田市立黒浜西小学校

## 目 次

○黒浜西小学校基本方針策定にあたって	1
1 いじめの未然防止のための取組	1
2 いじめの早期発見への取組	2
3 いじめの早期解決への取組	2
4 いじめの問題に向けての校内組織	(別紙)
5 「重大事態」の対応について	3
6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
7 年間行事予定	4

## ○黒浜西小学校基本方針策定にあたって

「いじめ防止対策推進法」第13条（学校いじめ防止基本方針）では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」とあり、学校が積極的にいじめ防止に向けた取組を推進することを定めている。

本校は、学区が比較的狭く（南北約1.5km、東西約0.5kmのピーナッツ型）、数カ所の公園があるものの児童が遊ぶ範囲は限定させる。また、隣近所の友達や保護者との交流もあり、仲良く生活している児童が比較的多い。年間を通して、全校で縦割り班活動を実施していることもあり、人間関係のトラブルは少ない。しかし、乱暴な言葉遣いで相手を嫌な気持ちにさせたり、喧嘩になってしまったりするケースが時々ある。

そこで、本校では、『黒浜西小学校からいじめを根絶し、全校児童がお互いを尊重した人間関係を築きながら、楽しく学校生活が送れるようにする』ことを全職員で共通理解・共通行動しながら取り組むことを基本認識として、「黒浜西小いじめの防止基本方針」を策定した。また、いじめの防止を教職員や保護者、地域の方々が中心となって推進することはもとより、全校児童一人一人が「いじめをさせない・許さないこと」を自覚して、児童自らが積極的に取り組む活動を計画していく。

### 1 いじめの未然防止のための取組

#### (1) 授業をとおして

- ・各学年でいじめの防止に関するテーマを設定して、道徳の授業や学級指導の時間を中心に取り組む。道徳部会と人権教育部会、生徒指導部会がそれぞれの全体計画にいじめの防止についての指導内容を設定して、年間を通じた指導の継続ができるようにする。

#### (2) 児童活動をとおして

- ・「優しいことばのあふれる学校にしよう」を合言葉に、児童会の担当児童が推進役となって、いじめの根絶を訴える全校集会を実施する（平成25年度は11月に実施）。年度当初だけでなく、学期に1回ずつ行うことで児童の意識の継続を図る。
- ・年間を通じた全校縦割り活動を計画する。全校での「ふれあい集会（西城沼公園への徒歩遠足）」や毎週水曜日のロングの昼休み（40分間）の縦割り遊び等を通して、相手の立場を尊重し、いたわる気持ちを養うことを目的に、高学年の児童が下学年の面倒を見ながら交流を深める。

#### (3) 生徒指導推進委員会をとおして

- ・毎月の生徒指導推進委員会で、いじめに特化した全校児童の実態や各学級の取組を確認しながら、全職員のいじめ根絶への意識を高め、各学級で共通理解の元に指導を継続することを徹底する。

#### (4) いじめ根絶のための啓発コーナーをとおして

- ・校内に人権意識を高めるためのコーナーを設置している。この中に、各学年・学級のいじめ根絶のための取組や仲良く過ごすためのルールづくりなどを紹介する。

#### (5) 保護者や地域との連携をとおして

- ・PTA役員や管理職、生徒指導主任による毎日の正門での挨拶運動で、児童の様子を把握することに努めており、気になる児童については、各担任に報告する。いじめ問題に発展

することのないように、児童同士の関わり方を見守っていく。

- ・各自治会の安全見守りパトロールを通して、児童の人間関係の把握に努めている。毎日の登下校時に気軽に声をかけてくれる方もおり、児童が顔なじみになって、親しみをもって関われるようになってきている。そのために、仲間から外れて一人で下校したり、一見仲良く見えても何となく関わり方がおかしかったりする等の児童の様子を把握し、いじめにつながる行為を早期に発見するなど、いじめの未然防止が期待できる。
- ・「子どもをいじめから守る」ことを保護者に強く意識してもらい保護者対象の講演会を実施する。そして、子どもにいつもとは違う様子が見られたら、すぐに学校に報告し、学校と連携していじめ根絶を目指すことを徹底する。

## 2 いじめの早期発見への取組

### (1) 児童アンケートの実施

- ・生徒指導部会が中心となり、年間2回の生活アンケートを実施し、その中でいじめに発展しそうな問題を把握することに努める。

### (2) 保護者アンケートや面談の実施

- ・2学期に保護者へのアンケートを実施して、いじめにつながる問題を把握する。また、11月の保護者面談で、全保護者から家庭での生活や児童の人間関係の様子を把握して、児童が楽しく生活できているかについて確認する。

### (3) 教職員による取組

- ・担任の日頃の児童の人間関係の実態把握だけでなく、他の教員による授業や補充、給食の時間等をとおして児童を観察し、物の貸し借りや給食の配膳の様子、授業中の発言に対する他の児童の様子などからいじめの芽を摘むことに努めていく。
- ・休み時間の児童の触れ合いや遊びの様子から、いじめにつながる行為を発見しその場で指導をする。児童の問題行動を全職員で情報共有・共通行動をしながら指導を行う。
- ・いじめにつながる行為や児童の人間関係の見方についての研修会を実施し、教職員がいじめ早期発見のためのテクニックを身につけ、指導の力量を高める。

## 3 いじめの早期解決への取組

- (1) いじめ問題を発見した時は、校内の組織（4 いじめの問題に向けての校内組織）を機能させて、実態を把握して情報の共有を速やかに行い、指導方針や役割を明らかにする。
- (2) 担任と管理職による家庭訪問や保護者の来校等により、保護者に情報を速やかに伝えるとともに、いじめ問題解消に向けての指導を当該児童と保護者に行う。
- (3) いじめの内容によっては、対処の結果を蓮田市教育委員会へ報告する。
- (4) 場合によっては、黒浜西中学校のスクールカウンセラーによる指導を依頼し、加害・被害児童の心のケアや保護者への指導を行う。
- (5) 毎月の生徒指導推進委員会で、問題を抱えている児童について、現状や指導方法について情報交換し、全職員が共通行動をしながら、当該児童の言動や人間関係について継続して観察することを確認する。
- (6) いじめ問題が発生した学級において、児童自らが問題の重要性を考えて、今後、加害者や被害者、傍観者とならないようにするための指導を手厚く行う。

## 4 いじめの問題に向けての校内組織（別紙）

## 5 いじめの防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について

（第 28 条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
  - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（1）「いじめ対策委員会」で事実確認をして問題を明確化し、指導方針を決定する。

- ・児童本人や保護者から「重大ないじめがあった」と報告を受けた場合は、決して担任一人での勝手な解釈により判断せず、必ず組織で行動する。

（2）保護者や専門機関と連携して、被害児童・加害児童の心のケアを優先する。

（3）全校児童にいじめ根絶の意識を再度確認させて、再発防止の指導を行う。

- ・いじめの解消に向けて取り組む場合に、特定の児童が明らかになることで、今後の学校生活や友達関係が不利にならないように配慮する。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

（1）本校の実態

本校では、自分専用の携帯電話を所有している児童の割合が少なく、携帯電話によるインターネットを介したいじめの被害はない。また、家庭のパソコンを使用した被害も報告されていない。しかし、今後、新たなネットによるいじめや誹謗中傷の被害に遭う児童が出てくることも考えられる。そのため、今後は、児童一人一人の情報モラルの指導やネットによるいじめの卑劣さ等についての指導が中心となる。

（2）外部講師を招いた指導の工夫

docomo や岩槻警察署の署員による防犯教室を主に高学年の児童に実施し、携帯電話やパソコンを利用した被害の実態を知り、いじめの根絶に努める。また、保護者にも PTA の講演会や家庭教育学級、「親の学習」の機会に犯罪の実態を知らせ、子どもが事件に遭わないように各家庭でも十分気をつけるように指導する。

（3）家庭との連携

児童をいじめや誹謗中傷のメール（情報）から守るために、携帯電話にフィルタリング設

定をするなどの対策を講じるように指導する。また、必要以上に携帯電話を買い与えないなど、子どもをいじめから守るような対策を考えることの必要性を伝え、保護者の理解を得る。

## 7 年間行事予定

月	活 動 内 容
4月	○「今年度 いじめの防止基本方針」の策定（企画委員会） ○「いじめの防止基本方針」に基づく取組案の策定（各学年、各教科・部会）
5月	○いじめに特化した「彩の国の道徳」を活用する授業の年間計画立案（道徳部会） ○「いじめアンケート調査」の計画立案（生徒指導部会）
6月	○第1回 児童対象の「いじめアンケート調査」の実施（生徒指導部会） ○第1回 いじめ根絶集会（「黒浜西小 いじめ根絶宣言」の発表）の実施（児童会） ○アンケート結果と「いじめ根絶に向けた取組」の概要説明（第1回学校評議員会）
7月	○DVD「いじめと戦おう」を活用したいじめ防止のための授業の実施（高学年） ○「彩の国の道徳」を活用した授業の実施①（高学年）
8月	○いじめ防止に向けた校内研修会の実施
9月	○夏季休業中における児童の人間関係の把握と「いじめをしないこと・許さないこと」の再度の指導
10月	○「全校プレイランド」に向けた縦割り活動の充実による仲間意識の指導
11月	○第2回 いじめ根絶集会（各学年の取組発表）の実施（児童会） ○第2回 児童対象の「いじめアンケート調査」の実施（生徒指導部会）
12月	○「彩の国の道徳」を活用した授業の実施②（低学年） ○保護者対象の「いじめアンケート調査」の実施（生徒指導部会）
1月	○第3回 いじめ根絶集会の実施（児童会） （児童一人一人が日頃の言動を反省し、友達を大切に作る気持ちを高める集会）
2月	○「彩の国の道徳」を活用した授業の実施③（中学年）
3月	○いじめ根絶に関する1年間の活動成果の確認（第3回学校評議員会） ○「いじめの防止基本方針」の年間評価及び公表、新年度の取組の検討 （いじめ対策委員会）